

令和7年8月1日

市営住宅敷地等広告掲出募集要領を次のように定める。

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

市営住宅敷地等広告掲出募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市広告掲載等指針（平成18年10月1日施行。以下「指針」という。）及び鹿児島市広告掲載等基準（平成18年10月1日施行。以下「基準」という。）に定めるほか、住宅課が管理する市営住宅及び敷地等（以下「市営住宅敷地等」という。）への広告掲出の募集に関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容の範囲)

第2条 広告の内容、表示等に関する範囲は、別表のとおりとする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、市営住宅敷地等広告掲出仕様書を別に定める。

(広告の掲出方法)

第4条 広告掲出は、市が指定する市営住宅敷地等に広告物を設置するものとする。

(広告の掲出期間)

第5条 広告の掲出期間は3年間とする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

(広告の掲出を希望する者の募集方法等)

第6条 市は市営住宅敷地等に広告を、広告主又は広告代理業を営む者（以下「広告主等」という。）に掲出させる。

2 広告主等の募集は、一般競争入札により行うものとする。

3 一般競争入札に対し応募がなかった場合又は選定した相手方と契約を締結することができなかった場合は、広告主等を随時募集し、随意契約を行うことができるものとする。

(広告掲出の申込み)

第7条 市営住宅敷地等に広告を掲出しようとする広告主等は、市営住宅敷地等広告掲出申込書（様式第1。以下「申込書」という。）により、掲出しようとする広告の原稿等を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲出の決定)

第8条 市長は、申込書の提出を受けたときは、広告の内容を審査し、速やかに広告掲出の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告の掲出を決定したときは市営住宅敷地等広告掲出決定通知書（様式第2）により、広告の不掲出を決定したときは市営住宅敷地等広告不掲出決定通知書（様式第3）により広告主等に通知するものとする。

3 市長は、広告の材料、デザインその他掲出の可否を検討するため必要な資料の提出を求めるものとする。

4 市長は、第2項の広告掲出の決定をした後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等が指針及び基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主等に対し広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告物の製作、掲出及び撤去）

第9条 市営住宅敷地等に掲出する広告物は、広告主等が経費を負担するものとし、広告主等は、市長の指定する仕様に従って製作、掲出及び撤去を行うものとする。

2 広告主等は、広告掲出及びその撤去を行おうとするときは、市営住宅入居者等に支障が生じないよう市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

3 広告物の撤去により、市営住宅敷地等の外壁面表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したとき及び敷地内の構造物等を破損したときは、広告主等が経費を負担して原状回復するものとする。

（広告の変更）

第10条 広告主等は、掲出期間中に、当該広告の内容を変更しようとするときは、市営住宅敷地等広告掲出変更書（様式第4）により、変更しようとする広告の原稿等を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による広告掲出の決定の手続については、第8条の規定を準用する。

（広告掲出料の納入）

第11条 広告主等は、広告掲出料を、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

（広告掲出の取り消し）

第12条 指針第9条に規定する特に必要があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

（1）広告掲出料が市長が定める日までに納付されないとき。

（2）広告主等が書面により広告掲出の辞退を申し出たとき。

（3）その他市長が広告掲出が特に支障があると認めるとき。

（広告掲出の取り下げ）

第13条 広告主等は、自己の都合により広告掲出を取り下げることができる。

2 広告主等は、広告掲出の期間内に広告掲出を取り下げるときは、事前に市長に対し、市営住宅敷地等広告掲出取下書（様式第5）により、提出しなければならない。

（広告掲出料の還付）

第14条 既に納付した広告掲出料は、還付しない。ただし、広告主等の責めに帰すことがで

きない事由により、広告掲出を中止し、又は広告掲出に係る契約を解除したときは、この限りではない。

(広告物の修復)

第15条 広告掲出期間中に市の責に帰する事由により広告の破損等が生じた場合は市が原状回復するものとする。

2 経年に起因する色あせ等の劣化については、広告主等が経費を負担して修復を行うものとする。

(屋外広告物の申請等)

第16条 鹿児島市屋外広告物条例（平成8年条例第4号）による広告物の許可申請等の手続きは、広告主等の責任において行うものとし、その費用は、広告主等の負担とする。

(行政財産使用許可)

第17条 広告主等は、第4条の規定に基づく広告板の設置のため、行政財産目的外使用許可を受けるものとし、当該行政財産目的外使用料を広告掲出料とは別に納入するものとする。

(広告主等の責務)

第18条 広告主等は、広告の内容その他広告の表示に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、広告に関連する財産権の不適性な処理、第三者に損害を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主等は、広告の表示により、第三者に損害を与えた場合は、広告主等の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第19条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告主等双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

別表（第2条関係）

具体的な表示内容等については、掲出の都度、次の各項目について検討し判断することとする。

1 人材募集広告
(1) 人材募集に見せかけて、違法行為の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲出できない。 (2) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲出できない。
2 語学教室等
(1) 安易さや授業料・受講料の安さを強調する表現は使用できない。 例：「1か月で確実にマスターできる」等
3 学習塾・予備校等（専門学校を含む）
(1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示し根拠を明確にする。
4 外国の大学の日本校
(1) 下記の主旨を明確に表示すること。 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」
5 資格講座
(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設けたものについては、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用できない。下記の主旨を明確に表示すること。 「この資格は国家資格ではありません。」 (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用できない。下記の主旨を明確に表示すること。 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」 (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲出できない。 (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はできない。
6 病院、診療所、助産所

(1) 医療法第6条の5及び第6条の7に規定する事項以外は、掲出できない。 (2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の広告は掲出できない。 (3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告は掲出できない。 (4) 治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べる広告は掲出できない。 (5) 厚生労働省の「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）について」に沿った広告内容であること。 (6) マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。 (7) 不明な点は、事業所所在地を所管する地方公共団体の医務薬事担当課に確認すること。
7 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）
(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条に規定する事項以外は、掲出できない。 (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は掲出できない。 (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲出できないため、業務内容の確認は必ず行う。 (4) 不明な点は、事業所所在地を所管する地方公共団体の医薬務担当課に確認すること。
8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器
(1) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の効能・効果に関する表現については、「医薬品等適正広告基準」に定められた範囲でしか掲出できない。 (2) 安全性の強調や副作用の否定、医療関係者等の推薦、不快感・恐怖感を与える表現は、使用できない。 (3) 薬事法第66条各号に規定する表示に該当すると認められる広告は掲出できない。 (4) 医療機器については、厚生労働省の認可を確認し、承認番号を明記する。 (5) 不明な点は、事業所所在地を所管する地方公共団体の医薬務担当課に確認すること。
9 健康食品、保健機能食品、特別用途食品
(1) 健康食品については、効能・効果に関する表示は掲出できない。 (2) 保健機能食品、特別用途食品については、厚生労働大臣から許可された範囲で効能・効果に関する表示を掲出する。

(3) 不明な点は、事業所所在地を所管する地方公共団体の医薬務担当課に確認すること。
1 0 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等
(1) サービス全般（老人保健施設を除く） ① 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招くような表現は使用できない。 ② 広告掲出主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 (2) 有料老人ホーム ① 前記（1）に規定するもののほか、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。 ② 所管都道府県の指導に基づいたものであること。 ③ 公正取引委員会の「有料老人ホームに関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）」に規定する表示は掲出できない。 (3) 有料老人ホーム等の紹介業 広告掲出主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 (4) 不明な点は、事業所所在地を所管する当該サービス及び施設担当課に確認すること。
1 1 不動産事業
(1) 名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。 (2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。 (3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制を遵守する。 (4) 契約を急がせる表示は掲出できない。 例：「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等
1 2 弁護士・税理士・公認会計士等
(1) 掲出内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
1 3 旅行業
(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。 (2) 不当表示の疑いがある表示は掲出できない。 例：白夜でない時期の白夜旅行、行程にない場所の写真等
1 4 通信販売業

(1) 返品等に関する規定を明記する。	
1 5	雑誌・週刊誌等
(1) 適正な品位を保った広告であること。 (2) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。 (3) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。 (4) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉や扇情的な言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。 (5) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示できない。	
1 6	映画・興業等
(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの違法行為を容認するような内容のものは、掲出できない。 (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲出できない。 (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲出できない。 (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用できない。 (5) 衝撃的なデザインは使用できない。 (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲出できない。 (7) 年齢制限等、規制を受けるものはその内容を表示する。	
1 7	占い・運勢判断
(1) 掲出内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。 (2) 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。 (3) 料金や販売について明記する。	
1 8	結婚相談所・交際紹介業
(1) 結婚情報サービス協会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。 (2) 掲出内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。	
1 9	調査会社・探偵事務所等
(1) 掲出内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。	
2 0	労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織
(1) 掲出内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。 (2) 主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）する出版物の広告は、掲出できない。	
2 1	募金等

(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 (2) 下記の主旨を明確に表示すること。 「〇〇募金は、〇〇の許可を受けた募金活動です。」
2 2 質屋・チケット等再販売業
(1) 個々の相場、金額等の表示は掲出できない。 例：「〇〇〇のバッグ 5 万円」、「航空券〇〇～〇〇間 2 万円」等 (2) 有利さを誤認させるような表示は掲出できない。
2 3 トランクルーム及び貸し収納業者
(1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。 (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用できない。また、下記の主旨を明確に表示すること。 「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」
2 4 ダイヤルサービス
(1) ダイヤルQ 2 ほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。
2 5 その他、表示について注意を要すること
(1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明確に表示すること。 例：「メーカー希望小売価格の 3 0 % 引き」等 (2) 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されていること。 (3) 無料で参加・体験できるもの 一部費用負担がある場合には、その旨明確に表示すること。 例：「昼食代は実費負担です」、「入会金が別途必要です」等 (4) 宝石の販売 虚偽の表現に注意すること。（公正取引委員会に確認の必要あり） 例：「メーカー希望価格の 5 0 % 引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等 (5) 個人輸入代行業等の個人営業広告 資格取得状況や事務所の所在地、電話番号を明記すること。 (6) アルコール飲料 ① 2 0 歳未満の者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。 例：「お酒は 2 0 歳を過ぎてから」等 ② 飲酒を誘発するような表現は掲出しないこと。 例：酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等